

平成20年4月から **証明書発行等の手数料を改定します**

これまで五條市では、行政全般の経費節減を行うなか、財政健全に向け、安定した自主財源の確保に鋭意努力を重ねてまいりました。

今回の手数料改定については、受益者負担の原則にのっとり行政サービスのあり方について検討した結果、行財政改革の一環として4月1日より、次のとおり手数料を改定します。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

証明書の種類	旧手数料(円)	新手数料(円)	担当課
住民票の写しの交付(広域交付含む)	200	300	市民課
住民票記載事項証明書	200	300	市民課
戸籍の附票の交付	200	300	市民課
住民基本台帳の閲覧	200	300	市民課
外国人記載事項証明書	200	300	市民課
外国人登録原票の写し	200	300	市民課
印鑑登録証明書	200	300	市民課
印鑑登録証の再交付	-	300	市民課
認可地縁団体印鑑登録証明	200	300	市民相談室
認可地縁団体に関する証明	200	300	市民相談室
固定資産課税台帳登録事項証明	200	300	税務課
固定資産課税台帳閲覧	200	300	税務課
課税証明	200	300	税務課
納税証明	200	300	税務課・保険課
公文書および公簿の閲覧等	200	300	税務課
函面の閲覧・照会	200	300	税務課
その他手数料	200	300	各課

■各支所(西吉野・大塔支所)でも引き続き証明書等の発行を行っています。

■詳細については、各担当課へ問い合わせてください。

2月は

固定資産税・都市計画税
(4期)

国民健康保険税(8期)
の納期です。

市役所本・支所担当窓口、取扱金融機関および、ゆうちょ銀行・郵便局で納付してください。

納税は便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。

納期限は2月29日(金)です。

■問合先

税務課徴収係 ☎(内線259、260)

保険課保険税係 ☎(内線266、368)